令 和 7 年 4 月 1 日
医 療 法 人 芙 蓉 会

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画（１１回目）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするために、次の行動計画を策定する。

1　計画期間

２０２５年4月1日～２０２７年3月３１日（２年間）

2　内容

目標①計画期間内の育児休業取得率を次の水準以上にする。

【男性職員】取得率３５％以上（育児休業取得者÷配偶者が出産した従業員数）

【女性職員】取得率９８％以上（育児休業取得者÷出産した女性従業員数）

対策：特に男性職員の育児休業取得に向けての制度周知　令和７年５月～

※リニューアルしたホームページ採用情報に最新の男性職員の育児休業取得率を公表

目標②ノー残業デーを実施し、時間外労働を１０％削減する

【実施日】毎週第１・第３金曜日

※一律に毎月第１・３月・毎週金曜日に実施することが難しい部署では部署ごとに定めた日

対 策：欠員補充　令和７年４月～

3　周知

令和７年４月１日　公表・告知